

○道路運送車両法施行規則(昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号)(案)

改正案

現行

(自動車検査証の記載事項)  
第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一(略)

十四の二 牽引自動車にあつては、牽引重量(原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車に最大限牽引することができるものとして算出された重量をいう。)又は第五輪荷重(セミトレーラ(前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のもの)をいう。)を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重をいう。)

十五 被牽引自動車(次のイ及びロに掲げるものを除く。)にあつては、牽引自動車の車名及び型式

イ 次項の規定により自動車検査証に記載すべき事項と同じ車名及び型式を記載した牽引自動車によつて牽引されるもの

ロ 第三項の規定により自動車検査証に記載することができるキャンピングトレーラ等(車両総重量二、〇〇〇キログラム未満の被牽引自動車であつて、セミトレーラに該当しないものをいう。第三項及び第四十三条の二第十号の二において同じ。)の車両総重量(原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能並びに牽引自動車及び当該牽引自動車によつて牽引されるキャンピングトレーラ等の制動性能を基礎にして当該牽引自動車が最大限牽引することができるものとして算出された重量)をいう。以下この条及び第四十三条の二第十号において「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」という。)を記載した牽引自動車(当該牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量が当該被牽引自動車の車両総重量以上のものに限る。)によつて牽引されるもの

十六(略)

2 牽引自動車にあつては、前項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引することができる被牽引自動車(前車軸の取付け及び取り外しができる被牽引自動車であつて、前車軸を取り外した場合にのみその一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のもの)を除く。)の車名及び型式を記載することができる。

3 キャンピングトレーラ等を牽引する自動車にあつては、第一項各号に掲げるもののほか、自動車検査証に牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を記載することができる。

(自動車検査証の記入の申請等)  
第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を

(自動車検査証の記載事項)  
第三十五条の三 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一(略)

十四の二 牽引自動車にあつては、牽引重量(原動機の性能その他牽引自動車の駆動性能を基礎にして当該牽引自動車に最大限牽引することができるものとして算出された重量をいう。)又は第五輪荷重(セミトレーラ(前車軸を有しない被牽引自動車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のもの)をいう。)を牽引することを目的とする牽引自動車の連結装置に垂直に負荷することができる最大荷重をいう。)

十五 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式

(自動車検査証の記入の申請等)  
第三十八条 第三十六条第一項の規定は、使用者の氏名若しくは名称又は住所の変更を

<p>事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。 257 (略)</p> <p>8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。 一 九 (略)</p> <p>十 牽引自動車にあつては、被牽引自動車の車名又は型式</p> <p>第四十三条の二 法第七十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 九 (略)</p> <p>十 牽引自動車にあつては、牽引重量又は第五輪荷重並びに被牽引自動車の車名及び型式並びに牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量</p> <p>十一 被牽引自動車にあつては、牽引自動車の車名及び型式</p> <p>十二 十五 (略)</p>	<p>事由とする自動車検査証の記入の申請をする場合に準用する。 257 (略)</p> <p>8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。 一 九 (略)</p> <p>第四十三条の二 法第七十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 九 (略)</p> <p>十 けん引自動車にあつては、けん引重量又は第五輪荷重</p> <p>十一 被けん引自動車にあつては、けん引自動車の車名及び型式</p> <p>十二 十五 (略)</p>
---	--

○自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)

改正案

現行

(登録及び検査に関する申請書等の様式)  
 第二条 (略)  
 2 検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

(登録及び検査に関する申請書等の様式)  
 第二条 (略)  
 2 検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一〜四 (略)	(略)
五 (略)	第三号様式
六 自動車検査証の記入の申請書(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。))第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	
七・八 (略)	
九 新規検査(次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。) (一)又は自動車検査証の記入の申請書(次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。) イ・ロ (略)	第七号様式
ハ 施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事項	
十 新規検査(施行規則第三十五条の三第十五号及び第二項に掲げる事項のみを記載する場合に限る。) (一)又は自動車検査証の記入の申請書(同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	第八号様式

一〜四 (略)	(略)
五 (略)	第三号様式
六 自動車検査証の記入の申請書(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。))第三十五条の三第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	
七・八 (略)	
九 新規検査(次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。) (一)又は自動車検査証の記入の申請書(次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。) イ・ロ (略)	第七号様式
ハ 施行規則第三十五条の三第二十二号に掲げる事項	
十 新規検査(施行規則第三十五条の三第十五号に掲げる事項のみを記載する場合に限る。) (一)又は自動車検査証の記入の申請書(同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	第八号様式

3 登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

3 登録及び検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、前二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 (略)	(略)
二 移転登録の申請と自動車検査証の記入の申請(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	専用第二号様式

一 (略)	(略)
二 移転登録の申請と自動車検査証の記入の申請(施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	専用第二号様式

改 正 案	第八号様式	6・7 (略)	<p>4 (略)</p> <p>5 第三項に定めるもののほか、検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">一 (略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>二 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専用第二号様式</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">三・四 (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	一 (略)	(略)	<p>二 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)</p>	専用第二号様式	三・四 (略)	
	一 (略)	(略)							
<p>二 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)</p>	専用第二号様式								
三・四 (略)									
現 行	第八号様式	6・7 (略)	<p>4 (略)</p> <p>5 第三項に定めるもののほか、検査に関する次の表の上欄に掲げる申請書の様式は、第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">一 (略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>二 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">専用第二号様式</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">三・四 (略)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	一 (略)	(略)	<p>二 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)</p>	専用第二号様式	三・四 (略)	
	一 (略)	(略)							
<p>二 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)</p>	専用第二号様式								
三・四 (略)									

(参考) 道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令(新旧)

第八号様式 (自動車検査証記入申請書) (第二条関係)  
備考欄補助シート

<input type="checkbox"/> 自動車検査証記入申請書		<input type="checkbox"/> 備考欄補助シート		第 8 号様式	
①業務種別 <input type="checkbox"/> 定期検査 <input type="checkbox"/> 臨時検査		②補助シート <input type="checkbox"/> 表 <input type="checkbox"/> 裏		③出張 <input type="checkbox"/> 出張 <input type="checkbox"/> 出張	
④シート <input type="checkbox"/> シート <input type="checkbox"/> シート		⑤処理 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 訂正		⑥印刷用紙 <input type="checkbox"/> 表 <input type="checkbox"/> 裏	
⑦NOx <input type="checkbox"/> NOx <input type="checkbox"/> NOx		⑧NOx・PM <input type="checkbox"/> NOx・PM <input type="checkbox"/> NOx・PM		⑨第五種検査 <input type="checkbox"/> 表 <input type="checkbox"/> 裏	
⑩自動車登録番号		⑪車台番号		⑫第五種検査	
⑬けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑭けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑮けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
⑯けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑰けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑱けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
⑲けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑳けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉑けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
⑳けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉒けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉓けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉔けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉕けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉖けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉗けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉘けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉙けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉚けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉛けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉜けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉝けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉞けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉟けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊱けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊲けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊳けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊴けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊵けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊶けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊷けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊸けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊹けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊺けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊻けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊼けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊽けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊾けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊿けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
申請人(使用者) 氏名又は名称		印		運輸支局長 殿 運輸監理部長 平成 年 月 日	
住所					
5ミリメートル		5ミリメートル		5ミリメートル	
短辺		長辺		短辺	
備考 氏名を記載し、押印することによって、署名することが出来る。					

第八号様式 (自動車検査証記入申請書) (第二条関係)  
備考欄補助シート

<input type="checkbox"/> 自動車検査証記入申請書		<input type="checkbox"/> 備考欄補助シート		第 8 号様式	
①業務種別 <input type="checkbox"/> 定期検査 <input type="checkbox"/> 臨時検査		②補助シート <input type="checkbox"/> 表 <input type="checkbox"/> 裏		③出張 <input type="checkbox"/> 出張 <input type="checkbox"/> 出張	
④シート <input type="checkbox"/> シート <input type="checkbox"/> シート		⑤処理 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 訂正		⑥印刷用紙 <input type="checkbox"/> 表 <input type="checkbox"/> 裏	
⑦NOx <input type="checkbox"/> NOx <input type="checkbox"/> NOx		⑧NOx・PM <input type="checkbox"/> NOx・PM <input type="checkbox"/> NOx・PM		⑨第五種検査 <input type="checkbox"/> 表 <input type="checkbox"/> 裏	
⑩自動車登録番号		⑪車台番号		⑫第五種検査	
⑬けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑭けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑮けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
⑯けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑰けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑱けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
⑲けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		⑳けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉑けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉒けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉓けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉔けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉕けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉖けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉗けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉘けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉙けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉚けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉛けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉜けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉝けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㉞けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㉟けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊱けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊲けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊳けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊴けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊵けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊶けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊷けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊸けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊹けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊺けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊻けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊼けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊽けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ	
㊾けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		㊿けん引引継ぎ・補けん引引継ぎ		運輸支局長 殿 運輸監理部長 平成 年 月 日	
申請人(使用者) 氏名又は名称		印			
住所					
5ミリメートル		5ミリメートル		5ミリメートル	
短辺		長辺		短辺	
備考 氏名を記載し、押印することによって、署名することが出来る。					

○指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)

改正案	現行
<p>(自動車検査員の証明)                      第七条 (略)                      2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項各号(第三号から第五号まで、第十六号、第二十二号から第二十一号の二までを除く。)に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明(法第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。</p>	<p>(自動車検査員の証明)                      第七条 (略)                      2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五条の三各号(第三号から第五号まで、第十六号、第二十二号から第二十一号の二までを除く。)に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四条の五第一項の証明(法第十六条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。)をしてはならない。</p>

○道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(昭和四十八年運輸省令第三十二号)

改 正 案

現 行

(申請書の様式)  
 第一条 検査対象軽自動車に係る検査に関する申請書で次の表の上欄に掲げるものの様式は、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号。以下「様式省令」という。)  
 第二条 第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

(申請書の様式)  
 第一条 検査対象軽自動車に係る検査に関する申請書で次の表の上欄に掲げるものの様式は、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号。以下「様式省令」という。)  
 第二条 第二項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 (略)	(略)
二 (略)	第一号様式
三 自動車検査証の記入の申請書(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。) 第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項に変更がある場合に限る。)	(略)
四 (略)	(略)
五 (略)	第三号様式
六 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	(略)
七・八 (略)	(略)

一 (略)	(略)
二 (略)	第一号様式
三 自動車検査証の記入の申請書(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。) 第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項に変更がある場合に限る。)	(略)
四 (略)	(略)
五 (略)	第三号様式
六 自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五の三第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	(略)
七・八 (略)	(略)

2  
 検査対象軽自動車に係る検査に関する申請書で次の表の上欄に掲げるものの様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

2  
 検査対象軽自動車に係る検査に関する申請書で次の表の上欄に掲げるものの様式は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によることができる。

一 (略)	(略)
二 新自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	専用第二号様式
三 (略)	(略)

一 (略)	(略)
二 新自動車検査証の記入の申請書(施行規則第三十五条の三第四号又は第五号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。)	専用第二号様式
三 (略)	(略)

(参考) 道路運送車両法施行規則及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を  
改正する省令附則 (新旧)

3  
・  
4

(略)

3  
・  
4

(略)